

第421号

2005

12月

広報



かでな

野國總管お

おいしい
おイモもありがとう!

去る十一月九日、字久得の
圃場において、かでな幼稚園
の園児が芋掘りを行いました。
芋は嘉手納町農業団体連絡
協議会のキビ部会の皆さんが
育てたもので、心地良い秋風
が吹きぬける中、一生懸命に
なって芋を掘った子供達は「た
くさんとれたー!」と大きくてお
いしそうに話し、元気に芋掘
りを楽しみました。

今月の主な内容

Contents

○トピックス	2~3
○教えて!国民健康保険	4
○年金だより	5
○保健師だより	6
○お知らせ	7~13
●町長の主な業務日誌	13
●お知らせ	14~20
●町民カレンダー	21
●障害児学童クラブが充足	22
●ブラジルってどんなところ?!	22
●ピヨピヨ写真館	22

嘉手納町の人口/男: 6,814人 女: 6,989人 合計: 13,803人 (4,952世帯)

●出生/13人 ●死亡/8人 ●転入/46人 ●転出/31人

前月との比較(+20人)

(平成17年11月1日現在)

嘉手納町ホームページアドレス

<http://www.town.kadena.okinawa.jp>



基地使用協定に関する 町民会議を開催

去る十月十三日、嘉手納町役場において「嘉手納基地使用協定に関する町民会議」の第一回会議が開かれました。

私達の住む嘉手納町は、騒音被害をはじめ基地があるが故の事件・事故等が発生し、町民は、日常生活を営む上で多大な支障をきたしております。町民会議は、このような状況を改善するため、日米両政府に早急に「嘉手納基地に関する使用協定（仮称）」を締結させ、米軍の基地運用に一定の規制をかけようと、その要望案の取りまとめ等を行うことを目的に設置されたものです。今後、同会議においては、基地使用協定に関する多くの町民の意見を反映した要望案をまとめ日本政府に要請する予定です。

新町再開発地区で安全祈願祭



去る十月十一日、嘉手納町新町再開発地区において、S A棟（店舗・事務所・住宅棟）建設工事の安全と無事を祈願する趣旨で安全祈願祭が行われました。

式には宮城篤実嘉手納町長をはじめとする多くの関係者が参加し、鍬入れ式では「ヨイショ！」という掛け声とともに力強い鍬が入りました。

ロータリー再開発地区のR A棟（生活サービス施設・地域振興施設棟）に続いて、新町再開発地区の工事がスタートしたことによりこれまで完成予想図等ではしか目にする事ができなかった新しい町の風景が現実の姿となるのももうすぐです。



屋良小学校

この程、嘉手納町から、心身ともに健やかで青少年にふさわしい情操をもち、他の模範となると認められた善行青少年に対する表彰が行われました。

この表彰は、青少年の健全な育成を図ることを目的に行われており、町立小中学校と県立嘉手納高校の各学校で児童生徒一人ひとりに手渡されました。

善行青少年を表彰



嘉手納中学校



嘉手納小学校

平成17年度善行青少年受賞者

- | | |
|--------|------------|
| ・津波古花恋 | 屋良小学校 3年 |
| ・金城 季帆 | 屋良小学校 6年 |
| ・城間 サラ | 屋良小学校 6年 |
| ・渡具知葉月 | 嘉手納小学校 6年 |
| ・與那嶺優利 | 嘉手納小学校 6年 |
| ・仲村沙由里 | 嘉手納中学校 3年 |
| ・村山菜都美 | 嘉手納中学校 3年 |
| ・小橋川 泉 | 嘉手納中学校 3年 |
| ・崎浜 翔太 | 嘉手納中学校 3年 |
| ・知念 晃子 | 嘉手納高等学校 3年 |
| ・古謝 秀幸 | 嘉手納高等学校 3年 |
| ・金城沙和子 | 嘉手納高等学校 3年 |



嘉手納高校

「人権の花」植え付け式

平成十七年十月十二日（水）、那覇地方事務局及び沖縄人権擁護委員協議会主催による「人権の花」の植付け式が嘉手納小学校において児童及び関係者が参加して行われました。

昭和五十七年度から小学生を中心とした若年層に対する啓発運動として展開されている「人権の花」の取り組みは、今年度、中部地区からは嘉手納小学校が指定校となりました。

この運動の趣旨は、児童が協力して花を栽培し、その成果を鑑賞してもらうことにより、花に対する愛情とその生命の大切さを感じさせ、優しい心を育て、情操を豊かにし、これらのことを通じて人権思想を体得させようとするものです。

式では「世界に一つだけの花」を生徒全員で合唱したあと、町長、教育長、生徒代表が前に出て、全児童を代表してサルビヤの苗などをプランターに

植え付け「みんなでここにこなかよくする」や「なかよしの学校にしよう」などと書いたねがいごと札も土に差しました。

満開の花を咲かせる十二月には開花式が予定されています。



寄せ植えって たのしいね

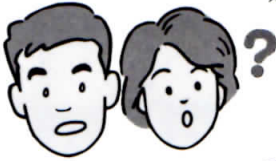
去る十月八日・二十二日、屋良地区体育館・嘉手納地区児童館で、バタフライランド（仲本勝之さん（東区在住）のボランティア指導による自然に親しむことを目的とした体験教室）が行われました。

バタフライランドは月に一度行われており、今回は寄せ植え教室を開催、役場（産業振興課）の協力による花の苗や、海から集めてきた貝殻、その他人形などのおもちゃを自分の好みで寄せ合わせ約八十人の親子が楽しい汗を流しました。



教えて!国民健康保険 vol.21

※被保険者のみなさんから、質問の多い事項に関して説明させていただきます。



Q.マル学・マル遠被保険者証とはどのようなものですか?

被保険者

嘉手納町の国民健康保険の被保険者の要件は、嘉手納町に住所があることです。ただし、他の医療保険（健康保険、各種共済組合、船員保険など）の適用を受ける者や生活保護を受ける者などは、被保険者から除外することとされています。

他の医療保険（健康保険、各種共済組合、船員保険など）に加入してない人は、必ず国保に加入しなければなりません。早めに手続きをしましょう。

「マル学」被保険者証



（大学などの）就学のため親元を離れ、学校所在地の他府県へ住所を移す例が多くみられますが、そのような学生は一般的に所得がなく、保険税負担能力を欠くため、学校所在地域保険者の被保険者とする、財政的に影響を与えることになり、また医療費負担は本来親元の世帯の負担となるべきものであることにかんがみ、国保法の適用については、このような場合は親元の方に住所があり、親元の世帯に属するものとみなして、申請によりマル学被保険者証を交付することができます。

「マル遠」被保険者証



国保法では、被保険者が出稼ぎ、旅行等で住所を離れるときには、当該被保険者の利便を図るため申請により別個の被保険者証を交付できるとしています。“マル遠”被保険者については、住所をそのままにして別個の被保険者証が発行されることになります。“マル遠”の場合、住所を移さないことが絶対条件です。

住所地特例

国民健康保険は、原則として住所登録地（住所地）の市町村で加入することになっています。しかし、被保険者が福祉施設への入所や長期入院などの事情によって住所を他の市町村に移す場合は、移動前の市町村の国民健康保険を継続することとされています。これは福祉施設等が集中する市町村の国保の財源を圧迫させないための取り扱いであり、この制度を「住所地特例」と呼びます。

下記のときは国保の保険証が使えません

次のようなときは全額自己負担となり、国保の給付は受けられません。また、国保の対象となっても、給付が制限される場合もありますので注意しましょう。

病気とみなされないもの

- 健康診断、人間ドック
- 予防注射
- 正常な妊娠・分娩
- 歯列矯正
- 軽度のわきがやしみ
- 美容整形
- 経済上の理由による妊娠中絶など

業務上のケガや病気

- 雇用主が負担すべきもののなので、労災保険の対象となります。

国保の給付が制限されるとき

- 故意の犯罪行為や故意の事故
- けんかや泥酔などによる傷病
- 医師や保険者の指示に従わなかったときなど

詳しいことについては、嘉手納町役場 いきいき健康課 国民健康保険係の窓口へお尋ね下さい。

956-1111（内線160・161・162・163）



国民年金から受けられる年金 ④

年金
だより

～国民年金（第1号被保険者）の独自給付～

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料納付済期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受け取らず亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができた老齢基礎年金の4分の3の額が受けられる年金です。

※夫が死亡した当時、妻が老齢基礎年金の繰上げを受けている場合は、支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納付した月数と、保険料半額免除月数の2分の1に相当する月数を合わせて36月以上ある人が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。ただし、その遺族が寡婦年金を受けることができる場合は、選択によりどちらか一方の受給になります。

（遺族の範囲）

死亡一時金を受けられる遺族と順位

- | | |
|-------|--------|
| ① 配偶者 | ⑤ 祖父母 |
| ② 子 | ⑥ 兄弟姉妹 |
| ③ 父母 | |
| ④ 孫 | |

保険料納付済期間	金 額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、納付月数×200円で計算された金額が老齢基礎年金に加算されます。

※第1号被保険者や65歳までの任意加入者は加入できますが、免除を受けている人及び国民年金基金の加入員は除かれます。

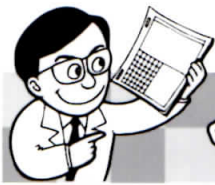


年末調整、確定申告には社会保険料控除証明書を

所得税法等の一部改正により、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、納付を証明する書類の添付が義務付けられました。このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハキ）が社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。証明内容は、本年1月から9月末までに納付された保険料額と、年内に納付が見込まれる納付見込額です。また、年の途中に国民年金に加入した場合など、10月以降に初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。年末調整、確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書を添付等して下さい。なお、家族のために支払った保険料も控除の対象となりますので、併せて添付してください。

※詳しくは、国民年金係までお問合せください。

嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL956-1111 内線(141・147)



インフルエンザにぞ用心 part20

保健師
だより

12月になり冬の訪れを感じる気候になりました。風邪やインフルエンザが流行するのは空気が乾燥する冬だといわれますが、今年は一年を通してインフルエンザの発生がみられ、夏場に注意報が出されるなど流行の傾向が変化している様です。インフルエンザは一般的な風邪と違って感染力も非常に強いため、大流行して多くの人命を奪うこともある恐ろしい病気です。近年は予防接種を受ける人も増え、インフルエンザに対する皆さんの認識も高まってきているようですが、これからの季節はさらに発生が増える事が予想されますので、もう一度インフルエンザに負けないためにどうすればよいのかを考えてみましょう。

*インフルエンザはどうやってうつるのでしょうか？

インフルエンザウイルスは、患者さんのくしゃみやせきのしぶきを直接吸い込んだり、空気中にただよっているウイルスを吸いこむ事で感染します。インフルエンザウイルスは低温・乾燥の状態で活動が活発になるため、冬に大流行が起こります。

*インフルエンザにかかるとどうなるのでしょうか？

感染後1〜3日で発症します。主に発熱・頭痛・のどや関節の痛み・くしゃみ・鼻水等かぜと同じ症状が現れますが、かぜよりも格段に重く、全身のだるさを伴うのが特徴です。特に熱は高く38〜40℃に達します。症状が重い時期に無理をすると、肺炎や気管支炎等の合併症を引き起こす危険性があります。

*インフルエンザに負けないためのポイント

1. うがいでのどを清潔にし、手洗いをしましょう

うがいはのどを清潔にし、ウイルスがとりつきにくくする効果があります。また、ウイルスは手などを介しても感染するので、こまめに手を洗う習慣をつけましょう。

2. 室内の換気を十分にし、湿度にも気をつけましょう

ウイルスは空気中を浮遊することもあるので、こまめに換気をしましょう。また、室内が乾燥していると、鼻やのどの粘膜が傷みやすく、ウイルスを排出する力が弱まり、ウイルスに冒されやすくなります。ウイルスは湿り気に弱いといわれていますので、湿度は60〜70%を保ちましょう。

3. 規則正しい生活を送り、抵抗力を高めましょう

- ・ 質のよい睡眠を
夜に十分に眠れて朝気持ちよく目覚めていれば、心身の健康の基本が保たれます。質のいい睡眠をとるためには、真夜中の12時前に眠りに入るようにしましょう。
- ・ バランスのよい食事を
新陳代謝がよく免疫力の高いからだをつくるには、栄養バランスのよい食事を摂りましょう（ビタミン・ミネラルもたっぷり）
- ・ ストレスを解消して免疫力アップを

4. ウイルスから避難する

- ・ 流行時はなるべく人ごみを避ける
- ・ マスクをする（かかった場合に他の人に感染させないためにもマスクをするのは大切です）。

5. 予防接種を受ける

65歳以上のお年寄り、慢性の呼吸器疾患・心臓病・糖尿病など持病のある人は感染すると重症化しやすいので、流行する前に主治医と相談して接種をしましょう。

*平成17年10月より平成18年2月28日の間、65歳以上の方の予防接種者に対して、町による一部補助が行われています（指定医療機関にて本人自己負担1,000円で接種可能）。詳しくは、町役場いきいき健康課までお問い合わせください。

嘉手納町役場 いきいき健康課（956-1111 内154）

*インフルエンザにかかったかな？と思ったら

「薬を飲めば大丈夫」と言って無理をする人がいますが、薬は症状を一時的に抑えるだけで、風邪そのものを治すものではありません。早く治すには、無理をしないで休養をとることです。インフルエンザは重症化しやすいので軽く考えずに早目に医療機関で治療を受けましょう。また普段からの生活習慣を見直し体調を整え、以下の点に注意してください。

- ・ 睡眠を十分に安静にする
- ・ 体を冷やさないようにする
- ・ 水分を十分にとる
- ・ 食事は消化によい温かいものを

《健康相談日のお知らせ》

* 総合健康相談	毎週木曜日	午前9時～午前11時30分	町役場保健師室
* 総合栄養相談	毎月最終火曜日	午前9時～午前11時30分	町役場保健師室
* 出張健康相談A	毎月第2・4月曜日	午前9時30分～午前11時	総合福祉センター4階 遊戯室（事務所隣）
* 出張健康相談B	毎月第1火曜日	午前9時30分～午前11時	中央区コミュニティセンター





12月 図書室瓦版

図書室からのお知らせ

※返し忘れていた図書室の本はありませんか？ ぜひ返却してください！お待ちしております。
朝10時から夜9時まで開いていますのでぜひ返しに来てください。お願いします。

開室時間：火曜日～金曜日☆朝10時～夜9時
：土・日曜日 ☆朝10時～夕方6時

休室日：月曜日・祝祭日・慰霊の日
お昼休み：12：00～13：00

新刊情報

一般図書

・告白
・女教皇ヨハンナ（上・下）
・浜町河川の生き神様
・オタク市場の研究
・宗教常識の嘘
・明るい夜
（他45冊）

児童図書

・カラスのはてな？
・木のいのち
・空想動物ものがたり
・山手町探偵クラブ
・おいみえるかい
・はる・なつ・あき・ふゆ
（他21冊）

■開室時間 ●火～金曜日／10:00～21:00
●土・日曜日／10:00～18:00
●お昼休み／12:00～13:00

■休室日 ●月曜・祝日（カレンダー内○印）
※年末休室日は12月29日から12月31日までです。
※年始休室日は1月1日から1月3日までです。

※お昼休みの返却は玄関内の返却ポストをご利用下さい。

2005年12月						
日	月	火	水	木	金	土
※	※	※	※	1	2	3
4	⑤	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2006年1月						
日	月	火	水	木	金	土
①	②	③	4	5	6	7
8	⑨	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	※	※	※	※

年末・年始のごみ収集日程について

年末・年始のごみ収集を下記のとおり実施しますので、町民皆様のご協力をお願いします。

記

年末・年始のごみ収集日程表

日付	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日
種別	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
もえるごみ・古紙	北区・南区 西浜区	休 み	正 月 休 み	東区・西区 中央区	北区・南区 西浜区
もえないごみ	東区				西区
資源ごみ （ビン・スプレー缶）					
資源ごみ （ペットボトル）					東区・西区 西浜区
粗大ごみ					

（※）12月31日は第5土曜日のため、資源ごみ（ビン・スプレー缶）の収集日ではありません。

「東区」「西区」「西浜区」の資源ごみ（ペットボトル）は、そのまま1月3日（火）に収集します。

- ◎「もえるごみ」は、必ず町指定ごみ袋に入れて出して下さい。
- ◎「もえるごみ」と「もえないごみ」は、きちんと分別をして出して下さい。
- ◎「粗大ごみ」は予約制です。必ず、電話等により申込みをして下さい。

申込み先：TEL 957-1414 かでな振興（株）

（12月31日から1月3日までの予約受け付けは、休みとなります。）

問合せ先：嘉手納町役場 いきいき健康課 環境衛生係 TEL 956-1111

平成16年度決算状況

特別会計

歳入

歳出

国民健康保険

予算現額 1,713,835千円
収入済額 1,734,207千円
執行率 101.2%



国民健康保険

予算現額 1,713,835千円
収入済額 1,660,036千円
執行率 96.9%



老人保険



予算現額 1,097,621千円
収入済額 1,059,675千円
執行率 96.5%

老人保険



予算現額 1,097,621千円
収入済額 1,042,563千円
執行率 95.0%

水道事業

予算現額 438,705千円
収入済額 437,642千円
執行率 99.8%



水道事業

予算現額 474,532千円
収入済額 457,578千円
執行率 96.4%



下水道事業



予算現額 475,272千円
収入済額 448,211千円
執行率 94.3%

下水道事業



予算現額 475,272千円
収入済額 427,573千円
執行率 90.0%

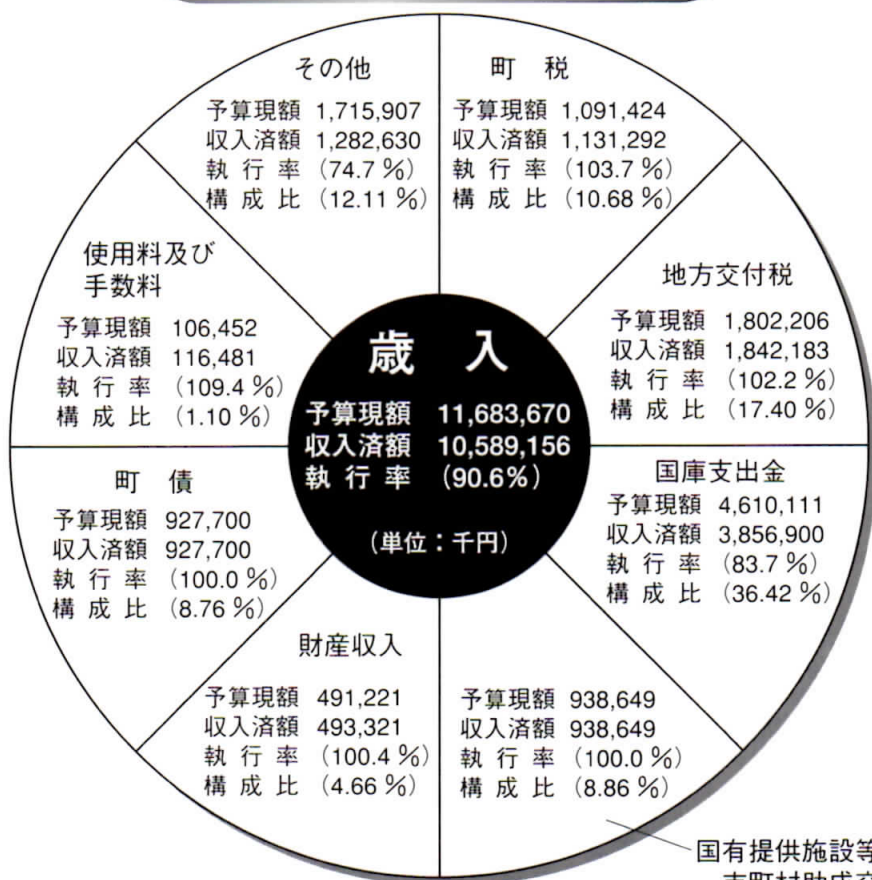
地方債の現在高

平成17年3月31日現在：人口 13,754人

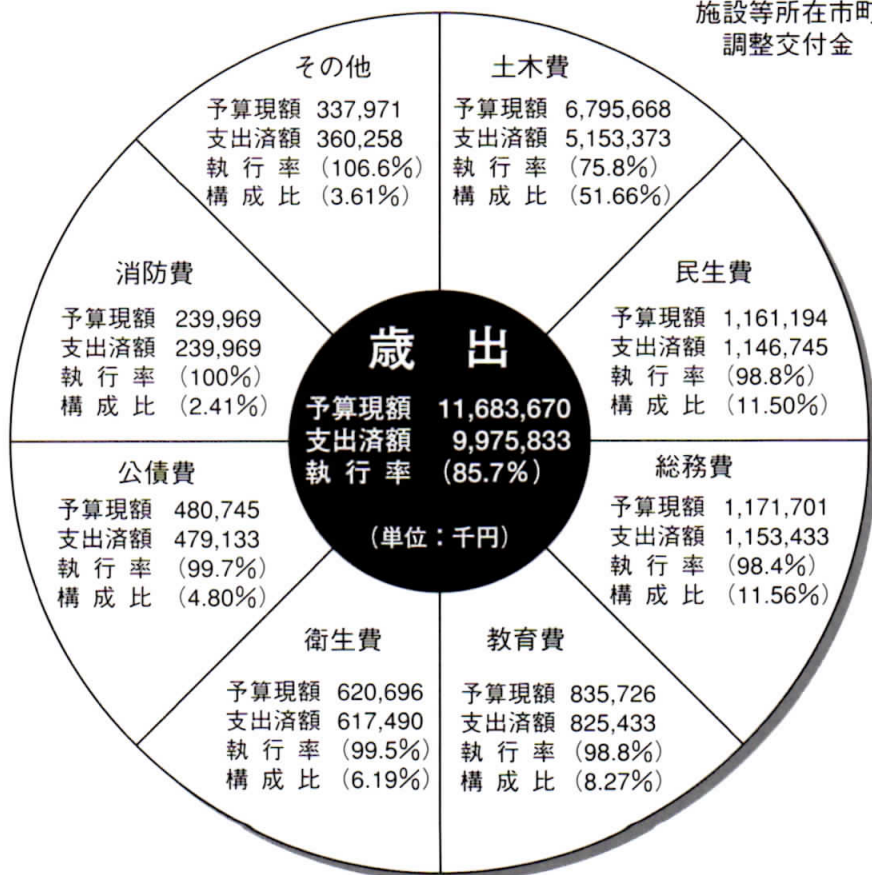
一般会計	5,117,235,101円
下水道事業会計	408,211,207円
上水道事業会計	55,784,838円

町民一人当りの 町税負担額	82,252円
町民一人当りに 使われた額	725,304円

一般会計

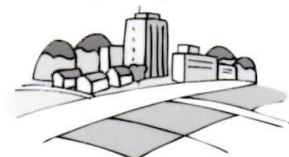


国有提供施設等所在
市町村助成交付金
施設等所在市町村
調整交付金

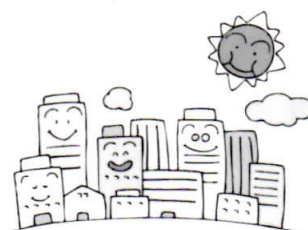


町有財産の現在高

- ① 土地
1,666,901.85㎡



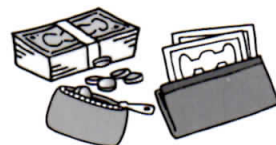
- ② 建物
86,636.64㎡



- ③ 車両
41台



- ④ 基金
3,743,563千円



- ⑤ 債権
66,555千円



- ⑥ 出資による権利
120,967千円



- ⑦ 有価証券
20,463千円



平成17年度上半期(9月末現在)の財政状況

嘉手納町財政事情書の作成及び公表に関する条例に基づき、平成17年度上半期の財政事情がこの程公表されましたので、その概要を次のとおりお知らせいたします。

「財政公表」は、本町の財政がどのように運営されているかを町民の皆様に知っていただくために毎年行っております。財政事情の内容についてより詳しくお知りになりたい方は、町役場企画財政課(TEL 956-1111 内線235)までお問い合わせ下さい。

特別会計予算

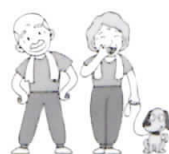
歳入

国民健康保険

予算現額 1,684,404千円
収入済額 761,145千円
執行率 45.2%



老人保険



予算現額 1,014,752千円
収入済額 527,414千円
執行率 52.0%

水道事業

予算現額 438,963千円
収入済額 228,365千円
執行率 52.0%



下水道事業



予算現額 389,941千円
収入済額 154,163千円
執行率 39.5%

歳出

国民健康保険

予算現額 1,684,404千円
支出済額 754,775千円
執行率 44.8%



老人保険



予算現額 1,014,752千円
支出済額 513,392千円
執行率 50.6%

水道事業

予算現額 503,762千円
支出済額 130,451千円
執行率 25.9%



下水道事業



予算現額 389,941千円
支出済額 111,683千円
執行率 28.6%

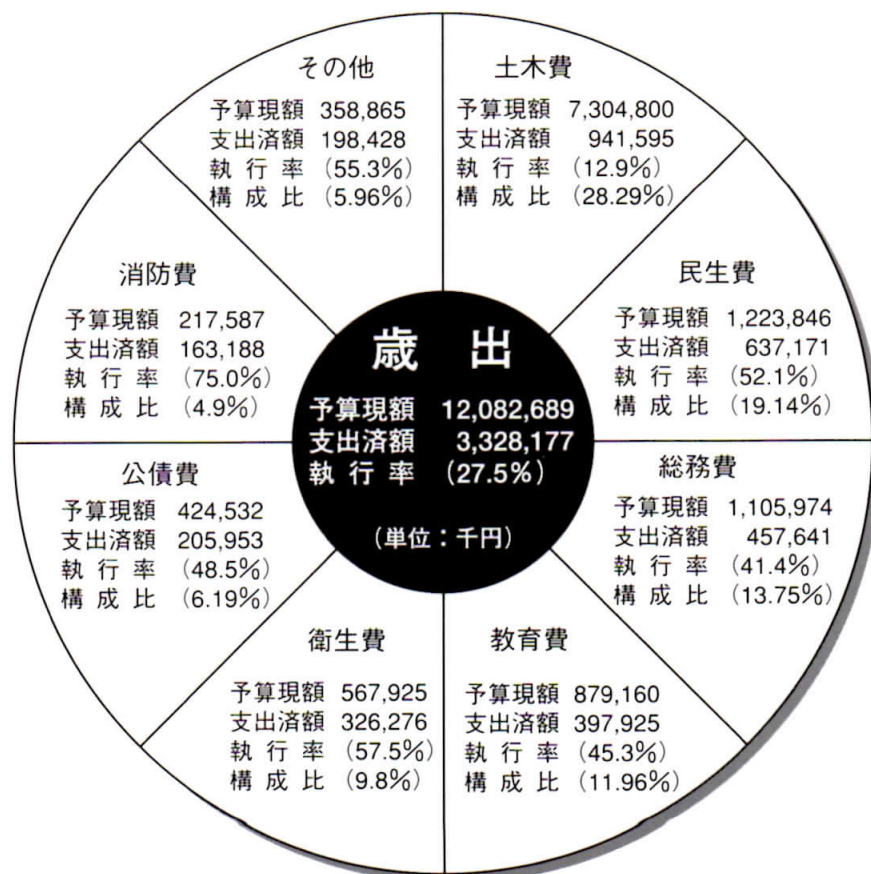
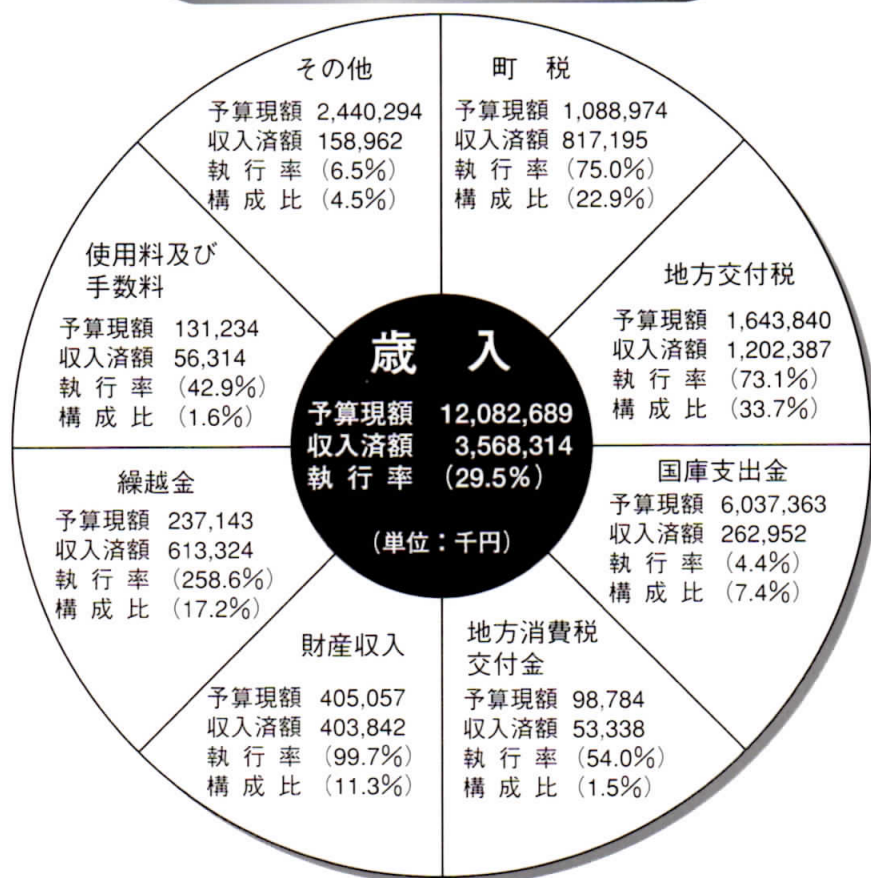
地方債の現在高

平成17年9月30日現在：人口 13,783人

一般会計	4,969,299,056円
下水道事業会計	405,807,032円
上水道事業会計	53,167,619円

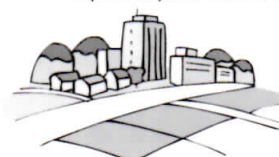
町民一人当りの町税負担額	59,290円
町民一人当りに使われた額	241,470円

一般会計



町有財産の現在高 平成17年9月末現在

① 土地
1,666,901.85㎡



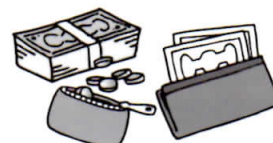
② 建物
86,636.64㎡



③ 車両
41台



④ 基金
3,743,562千円



⑤ 債権
58,435千円



⑥ 出資による権利
122,227千円



⑦ 有価証券
20,463千円



平成18年度 嘉手納町立保育所及び 子育て支援センター(学童保育) 入所案内



保育所は保護者が就労・出産・病気等により、家庭内でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育あることを目的とする保育施設です。



受付期間・・・平成18年1月5日(木)～1月25日(水)
受付場所・・・嘉手納町役場福祉課 児童福祉係(1階)
TEL 956-1111 (内線121・123)



保育所入所対象

- *対象児童・・・0歳～小学校就学までの「保育に欠ける」乳幼児で、集団保育が可能である事。
※障害児保育を希望する場合は、申し出て下さい。
- *入所募集定員・・・200人(第二保育所／90人・第三保育所／110人)
- *延長保育・・・月～金 午後6時30分～午後7時30分 ※料金月額3,000円(おやつ有)
※保護者の就労時間・通勤時間等やむお得不事情のため通常保育時間を超えて、保育を必要とする児童。

学童保育入所

- *対象児童・・・幼稚園児～小学校6年生
※料金月額／15,000(給食・おやつ有り)
- *保育時間・・・月～土 幼稚園及び学校終了後～午後6時30分
小学校の休業期間(夏休み、冬休み、秋休み、春休み)は午前8時30分～6時30分まで。
ただし、土曜日は午前8時30分～午後5時まで
- *障害児童一時的保育

保育所へ入所できる基準

- *家庭外就労・・・児童の親が昼間家庭の外で仕事をするため、児童の保育ができない場合。
- *家庭内就労・・・児童の親が昼間家庭内で日常の家事以外の仕事をするため、児童の保育ができない場合。
- *親のいない家庭・・・死亡・行方不明などの理由により親がいない家庭の場合。
- *母親の出産・病気等・・・母親が出産の前後(各3ヶ月間)病気、負傷、心身に障害があるため、児童の保育ができない場合。
- *病人の看病等・・・児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいる為、親がその看病にあたり、児童の保育ができない場合。
- *家庭の災害・・・火災・風水害・地震などの不幸があり、その家屋を失ったり、破損した為、親がその復旧の間児童の保育ができない場合。
- *その他・・・町長が認める上記の事情に類する状態であること。

申込みに必要な書類 (用紙は福祉課・各保育所・子育て支援センターにあります)

- *入所申込書
- *平成17年度課税証明書(平成17年1月2日以降転入した方のみで、前住所地から取り寄せる。)
- *母子家庭(児童扶養手当の証書又は戸籍謄本)
- *父子家庭(母子及び父子家庭医療助成受給者証の写し、又は戸籍謄本)
- *生活保護世帯(被保護者証明書)
- *父母が学生の場合(在学証明書・又は学生証の写し)
- *障害児保育の場合(障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書の写し)・・・おおむね3歳以上の児童

緊急通報システムWeb119運用開始

1.運用開始について

ニライ消防では身体障害者用緊急通報としてファックス119のサービスを開始していますが、外出先での急病、事故等には対応できていませんでした。それを解消するため、一般的に普及している携帯電話を利用し、耳や言葉に不自由がある方でも、文字により緊急通報（119）できる、緊急通報システムWeb119の運用を開始いたしました。

2. 通報エリア及び接続条件

現在、ほとんどの携帯電話では、文字を表示させて情報を入力するインターネットに接続することが可能です、しかも携帯電話がつながるエリアであれば、常に最新の情報が得られます。そのインターネットを利用することにより、外出先からでもニライ消防へ文字により、リアルタイムで通報することが可能になりました。なお、通報エリアは、嘉手納町、読谷村、北谷町に限ります、また、緊急通報に関しては、事前の登録が必要です。

3.登録方法

ニライ消防各消防署、役場民生課及び社会福祉協議会にて申し込み書を配布しております。また、ニライ消防本部ホームページからダウンロードできますので、必要事項をご記入の上、ニライ消防本部指令課へお申し込みください。

4. 連絡先：ニライ消防本部指令課

電話番号：956-9964

ファックス：956-6487

e-mail：web119@nirai119.jp

～1月マルチメディアセンター講習会～

○パソコン入門

パソコン初心者を対象にマウス・キーボードの操作、簡単な文章の作成等を行います。

受講者数5名 1月11日（水）から28日（土）の水曜日と土曜日
全6回 午後7時から午後9時

○ワード・エクセル基礎講座

マウス・キーボードの操作が可能な方を対象にワード・エクセルの基礎を行います。

受講者数10名 1月10日（火）から27日（金）の火曜日と金曜日
全6回 午後2時から午後4時 教科書代 1,449円（税込）

○ビジネスパソコン講座

ワード・エクセルの基本を理解している方で、就職を目的としている方や仕事でパソコンを利用する方を対象に、ビジネス文書の基本、エクセル関数やパワーポイントなどを行います。

受講者数10名 1月10日（火）から27日（金）の火曜日と金曜日

全6回 午後7時から午後9時 教科書代 980円（税込）

○子どもパソコン講座

ペイントなどのお絵かきソフトを使用。

受講者数10名 1月 7日（土）小学校1年生対象 全1回 午後2時から午後4時

受講者数10名 1月14日（土）小学校2年生対象 全1回 午後2時から午後4時

受講者数10名 1月21日（土）小学校3年生対象 全1回 午後2時から午後4時

受講者数10名 1月28日（土）小学校4年生対象 全1回 午後2時から午後4時

※教材費が出る場合があります。（300円～500円ほど）

問い合わせ先：

嘉手納町マルチメディアセンター 嘉手納町字水釜412番地

TEL:956-1140 FAX:956-1145 Email:info@kadenammc.jp

町長の主な業務目録（10月11日～11月10日）

10月

11日 ロータリー再開式 SA棟起工式
南米研修生歓迎会

12日 中部広域市町村圏事務組合第二回理事会
中部市町村会定例会
「人権の花」植付式

13日 基地使用協定会議

14日 比謝川行政協定会定例会 議案説明会

15日 野国総管甘諸伝来400年祭（日）
野国総管甘諸伝来400年祭（日）

16日 野国総管甘諸伝来400年祭（日）

19日 防犯協会 シアソフトボール大会開会式

20日 全国町村会 常任理事会
水産業振興対策協議会 常任理事会

水産業振興対策協議会 理事会
水産業振興対策協議会 実行運動

21日 県警交通規制課との協議（水釜の信号機の件）
基地周辺対策経費説明会

24日 臨時議会
管理職会議

25日 沖縄県国民保護協議会

26日 比謝川行政協議会 十月定例会
沖縄県市町村職員互助会 研修旅行（中国）

31日 三連協 役員会（使用協定について）

11月

1日 町村議会議員研修会

2日 使用協定町民会議

3日 沖縄県功労者表彰式典

4日 臨時議会

6日 嘉手納町合同敬老会

7日 庁議

8日 市町村総合事務組合 三役会議

9日 全国町村会 常任理事会

10日 中部市町村会定例会

住宅防音工事申し込み（希望届）のお知らせ

国（那覇防衛施設局）では、嘉手納飛行場を離着陸する航空機騒音の障害を防止又は軽減するため、住宅の防音工事の助成を行っています。

つきましては、次の内容に該当し防音工事を希望される方は、那覇防衛施設局へ希望届を提出して下さい。

助成の対象となる住宅

防衛施設庁長官が指定する住宅防音工事の対象区域（第一種区域といいます。）に所在する住宅で、人の居住の用に供する住宅を対象としています。

嘉手納飛行場周辺においては、これまで昭和58年3月10日までに建設された住宅を対象としていますが、平成13年度から特に騒音の著しい85W以上の区域について、平成14年1月17日までに建設された住宅を新たに対象としています。

なお、他の区域については、従来どおり、昭和58年3月10日までに建設された住宅を対象（下表の対象期日参照）としています。

指定区域	指定状況	対 象 期 日
85W以上	昭和53年12月28日	平成14年1月17日までに建設された住宅が新たに対象。
80W以上85W未満	昭和56年 7月18日	昭和58年3月10日までに建設された住宅が対象。 （最終の指定告示日）
75W以上80W未満	昭和58年 3月10日	

住宅防音工事の内容等

工 事 区 分	内 容
新 規 防 音 工 事	初めて行う防音工事で世帯人数にかかわらず2室までを対象とする防音工事。
追 加 防 音 工 事	新規防音工事を実施した住宅を対象に5室までを限度として、世帯人員に1を加えた室数から、新規工事の室数を減じた室数を対象とする防音工事。
一 挙 防 音 工 事	新規防音工事と追加防音工事を同時に行う防音工事。
建 替 防 音 工 事	防音工事の助成を受け、その後建て替えられた住宅に対する防音工事。
防 音 区 画 改 善 工 事	バリアフリー対応住宅等を対象として、対象居室数の範囲内でその建物の外郭で行う防音工事。
告示後住宅防音工事	85W以上の区域で最終の区域指定告示日以降平成14年1月17日までに建設された住宅に対する防音工事。
機 能 復 旧 工 事	防音工事の完了後、その機能を保持していない空調機器及び防音サッシの機能を復旧する工事。
空 気 調 和 機 器 稼 働 費 助 成 事 業	防音工事により設置した空気調和機器の使用に伴う夏の電気料金の生活保護世帯に対する助成。
外 郭 防 音 工 事	住宅全体を対象として、その外郭で行う防音工事。（現在、85W以上の区域を対象）

補助金の額

住宅防音工事を実施する場合は、国から100パーセントの助成が受けられます。ただし、部屋数に応じて一定の限度額を定めており、これを超えた額は自己負担となります。

機能復旧工事（空調機器）を実施する場合は、国から90パーセントの助成が受けられます。

業者選定

住宅防音工事は、工事を希望する人が国（那覇防衛施設局）に助成金の交付を申請し、自ら設計事務所、工事請負業者を選定することになっています。国では、特定の工事請負業者を指定していませんので、契約は慎重にしてください。

申し込み

那覇防衛施設局、嘉手納防衛施設事務所、防衛施設周辺整備協会沖縄支所及び嘉手納町の基地渉外課に置いてある「住宅防音工事希望届」に必要事項を明記し、郵送又は持参で〒900-8574那覇市前島3丁目25番地1号那覇防衛施設局へ申し込んで下さい。

- ※ 申し込みは、原則として住宅の所有者又は居住者に限ります。
- ※ 防音工事は、国の助成金交付決定以降でないとは着手できません。
- ※ 今後は、電話での申し込みは廃止し、住宅防音工事希望届により受付することとします。同希望届の写しは大事に保管して下さい。

詳しくは次の機関へお気軽にご相談ください。

那覇防衛施設局 事業部 施設対策第三課 電話：868-0174 内線436～440へ

平成17年度

年末・年始の青少年育成県民運動

期 間：平成17年12月24日～平成18年1月15日(23日間)

メインスローガン：「育て!ジブンナー21」～地域からはぐくもう未来ある青少年～

季別スローガン：明るい家庭と健全な環境で青少年を育てよう。

共通スローガン

- 明るく楽しい家庭づくりに努めましょう。
- 青少年の深夜はいかいをなくしましょう。
- 青少年に有害な環境をなくしましょう。
- 青少年を事件・事故・暴力団から守りましょう。
- シンデレラタイムを励行しましょう。
- 青少年のいじめをなくしましょう。
- 愛の一声運動を積極的に展開しましょう。
- ちゅうさん運動で犯罪のない安全安心なまちづくりに努めましょう。

【毎月第3日曜日は家庭の日】

親と子の心を結ぶ「家庭の日」

【毎月第3金曜日は少年を守る日】

正しい芽、育てる親の目、社会の目

年末・年始は、一年を省みるとともに、新しい年を迎えて大きな夢や希望を持つ時期であり、家族だんらんや地域社会との交流の中で、社会の一員としての自己存在感を深める機会である。

この時期、親と子の触れ合いや地域社会との触れ合いなどで青少年が有意義に過ごし、良い環境の下で育まれるように、家庭・学校はもとより、関係機関・団体との連携を強化し、県民総ぐるみの運動を展開する。

沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警察本部・沖縄県青少年育成県民会議・嘉手納町・嘉手納町教育委員会・嘉手納町青少年健全育成協議会

保護者のみなさまへ 平成18年度就学援助について

嘉手納町では、保護者が経済的理由により、義務教育に必要な学費や給食費等お子さんの教育費にお困りの場合は、申請により援助を受けることができます。

援助を受けることのできる方

1. 生活保護法による保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方、又は、これに準ずる程度に生活状態が困っていると認められる方。（所得申告していない方は援助を受けられませんので、ご注意ください。）
2. 生活保護法による保護を受けてないが、最近生活保護の停止又は廃止になった。

これらに該当する方は、嘉手納町教育委員会で調査及び審査を経た後、就学援助児童生徒として認定されます。

給付の種類

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 新入学生用品費（小学校・中学校への新入生のみ） | 4. 給食費 |
| 2. 学用品費 | 5. 医療費 |
| 3. 修学旅行費（参加した場合） | |

生活保護を受けている方は、上記3の修学旅行費、5の医療費については援助されますので要保護として申請してください。

申請の手続き

援助を希望する方は、学校から申請用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ、町役場発行の**住民票謄本**及び**平成17年度所得証明書（世帯）**を添付し学校長へ提出してください。

（祖父母等と同居している場合は住民票が別でも同一世帯とみなしますので両方提出してください。）

（但し、生活保護を受けている方は申請書のみを提出してください。）

※提出期限：平成18年1月27日(金) 厳守

詳しくは右記にお問い合わせ下さい。

嘉手納町教育委員会・学校教育課 ☎956-1111(内線258)
屋良小学校 ☎956-2214

嘉手納小学校 ☎956-2264
嘉手納中学校 ☎956-2263

平成18年(2006年) 嘉手納町 新春町民のつどい

～話やびら かでな成年の栄え～

1. 開催日時: 平成18年1月6日(金)
2. 開催場所: 嘉手納町中央公民館(3階大ホール)
3. 会 費: 1,500円(会員券)

チケット
取り扱い
場 所

- 各区自治会
- 嘉手納町役場総務課 電話 956-1111(内線223・224)
- 嘉手納町商工会 電話 956-2810

ご存知ですか「簡易課税制度」

消費税の簡易課税制度を選択するには、平成17年12月31日までに
「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

- 前々年の課税売上が1,000万円超なら課税事業者です。
 - 平成15年分の課税売上高が1,000万円超⇒平成17年分の課税事業者
 - 平成16年分の課税売上高が1,000万円超⇒平成18年分の課税事業者
- 課税事業者該当する方で、前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、「簡易課税制度」を選択できます。

「一般課税」により申告される方は、帳簿の記帳と課税仕入等にかかる請求書等の保存が必要になります。しかし、「簡易課税」の場合は、課税売上高から納付税額を計算することができ、簡単に申告することができます。

なお、「簡易課税制度」には、「一般課税」の方法と違って、①設備投資をした場合でも還付が受けられない、②適用後2年間は「一般課税」に戻せない、など一定の制約もありますので、慎重に検討した上で選択してください。
- 平成17年分新規課税事業者及び18年分から「簡易課税制度」を選択する方は、平成17年12月31日までに届出書を提出する必要があります。

問い合わせ先

沖縄税務署 電話098-938-0031

まもなく地上デジタル放送が始まります

地上デジタル放送は、高画質・高音質のデジタルハイビジョンやデータ放送など、魅力にあふれ、くらしに役立つ放送として期待されています。

総務省が進めている放送のデジタル化施策により、沖縄県では平成18年にデジタル放送を開始するため、豊見城にあるテレビ送信所では、次のようなスケジュールで準備を進めております。

平成18年1月 NHK、RBC、OTV、QABがデジタル用のチャンネルで試験電波を発射。

4月 NHKがデジタル放送開始。

12月 RBC、OTV、QABがデジタル放送開始。

試験電波の期間は電波の強さを増減して各種の試験を行いますが、これに伴い、一部の地域で受信設備の構成により、現在受信しておられるテレビの画面に、まれにザラザラになる症状が現れる場合があります。

お気付きの際は、下記の受信対策センターにお問い合わせください。

● 社団法人 電波産業会 福岡・沖縄地域受信対策センター ●

- | | | |
|-----------|---|-----------------------------|
| ● フリーダイヤル | 0120-020-161 | 【受付時間】 平日:9時～21時 土日祝:9時～18時 |
| ● フリーFAX | 0120-200-914 | 総務省 地上デジタルハイビジョン放送受信相談センター |
| ● 携帯・公衆電話 | 092-725-2270 (有料) | 0570-07-0101 |
| ● ホームページ | http://www.okinawa-bt.soumu.go.jp/hodo/2005/05_11_22-02.htm | |

ご注意

- * テレビ受信対策員は「テレビ受信対策員証」と所定の「腕章」を携帯、着用して対策業務を行います。
- * テレビ受信対策員が金銭を要求する事はありません。
- * 不審に思われたら、直ちに受信対策センターにご連絡の上、警察署、交番に通報下さい。
- * 悪徳商法、詐欺行為などにご注意下さい。

今月は自動車税滞納整理強化月間です!

沖縄県から自動車税の納税についてお知らせします。

県では、現在「自動車税滞納整理強化月間」を実施しており、自動車税の滞納の一掃に努めています。

催告をしても納めない方には、財産の差し押えを行っています。

まだ納めてない方は、今すぐお近くの銀行、農協等で納めてください。

お問い合わせは

自動車税事務所、各県税事務所、支庁県税課まで **沖縄県**

税務署からのお知らせ

国税電子申告・納税システム(e-Tax)について
自宅や事務所から手軽に申告・納税ができます。

●利用できる手続

- ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税に係る申告
- ② 全税目の納税
- ③ 申請・届出等（青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求など）

●利用できる方

上記手続を行う納税者の方で、原則として、インターネットを利用できる環境を有しており、かつ、電子署名用の電子証明書を取得している方です。

利用には、事前に「電子申告・納税等開始届出書」を提出することが必要です。

インターネット・バンキングの利用に当たっては、利用する金融機関との間であらかじめインターネット・バンキングの利用手続を行っておく必要があります。

※沖縄県内で利用可能な金融機関は次のとおりです（平成17年8月24日現在）。

・みずほ銀行 ・農業協同組合 ・コザ信用金庫 ・漁業協同組合 ・労働金庫 ・日本郵政公社(郵便局)

詳細は

① ホームページ <http://www.e-Tax.nta.go.jp>

② ヘルプデスク **0570-015901** (平日 午前9時～午後5時)
全国一律市内通話料金

放送大学 4月入学生募集

放送大学はテレビ・ラジオで授業を行う通信制の大学です。

只今、平成18年4月入学生を募集しています。

詳しい資料を無料で送付致しますので、お気軽にお問合せください。

●募集学生の種類

教養学部

科目履修生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
全科履修生（4年以上在学し、学士の学位の習得を目指す）

大学院

修士科目生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

●受付期間 平成17年12月15日(木)～平成18年2月28日(火)

●資料請求(無料)・お問合わせ先

放送大学沖縄学習センター

〒903-0129 西原町字千原1番地 TEL098-895-5952
放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp>

平成17年度

社会参加と自立・就学をすすめる集い(一次案内)

＝ 君がいて みんな しあわせ ＝

- 趣 旨 障害児を持つ保護者や一般社会、学校教育関係者に対し、特別支援教育に対する理解と認識を促進し、障害児の就学に関して啓発を図るとともに、社会参加と自立の促進に資する。
- 対象者 保護者、教育関係職員、福祉関係職員、地域の各種団体等
- 主 催 全国特別支援教育推進連盟 沖縄県特殊教育諸学校校長会
沖縄県特殊学級設置学校校長会
- 共 催 沖縄県教育委員会 沖縄市教育委員会
- 日 時 平成18年1月14日(土) 13:30～16:30 (13:00～受付)
- 会 場 沖縄市市民会館中ホール



泊高校通信制課程生徒募集

泊高校通信制課程では、平成18年度の生徒募集を行います。

様々な事情で、高校進学を断念なさっている方々にも高校卒業の資格を得るチャンスがあります。

本校は、毎週日曜日または月曜日にスクーリング(授業)を受け、報告課題(レポート)を提出して定期検査を受け、単位を取得して普通高校の卒業を目指す通信制課程です。現在10代から70代までの生徒のみなさんが勉強しています。

平成18年度の募集要項を配布していますので、ご希望の方は本校までお問い合わせください。

●入学願書受付期間

転入・編入 平成18年1月25日(水)～26日(木)の2日間
一般・特別 平成18年2月15日(水)～17日(金)の3日間

●お問い合わせ先

〒900-8610 沖縄県那覇市泊3丁目19番地の2
電話098-868-1237 F A X 098-868-0618

※後期転入・編入の生徒募集に関するお問い合わせは5月末頃に行ってください。

コザ高等学校定時制特別募集

特別募集とは、中学校卒業後事情により高校へ進学できなかった方、またはやむを得ず高校中途退学した方に、高校教育を受ける機会を与えるための制度です。

●募集資格

勤労者で平成18年3月31日現在で20歳以上の者

●出願期間

平成18年度2月6日(月) 午前9時から午後5時まで
2月7日(火) 午前9時から午後4時まで

●入試期間

平成18年3月8日(水) 午後1時～

(作文及び面接の結果と調査書その他必要な書類で選抜いたします)

●問い合わせ

沖縄県立コザ高等学校定時制課程
電 話 9 3 7 - 3 5 6 3 (午後2時以降)

『標準営業約款制度〈Sマーク〉』 をご存知ですか!

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(財)沖縄県生活衛生営業指導センター
(☎098-891-8960)までお問い合わせ下さい。



事業主のみなさん



11月1日から労災保険未加入事業主に対する費用徴収制度が強化され、事業主が成立手続きを行わない間に労災事故が発生した場合、遡って労働保険料を徴収する也、労働保険給付額の100%または40%を徴収することになります。



詳しくは

沖縄労働局労災補償課(098-868-3559)
までお問い合わせください。

特別募集生と編入学生の募集について

中部農林高等学校 定時制課程

☆特別募集生

中学校卒業後、高校進学がなかった勤労者に対して、高校教育を受ける機会を与えようとする制度で学力検査が免除になります。

- (1) 出願資格：勤労者等で満20歳（平成18年3月31日現在）以上の者。
- (2) 出願手続：出身中学校からの入学志願書及び調査書、卒業証明書、入学考査料、健康診断書、就業証明書、その他必要書類を添えて手続きすること。
- (3) 出願期間：平成18年2月6日(月)及び2月7日(火)の2日間。
- (4) 受付時間：2月6日 9:00～17:00、7日 9:00～16:00
- (5) 検査期日：3月8日(水) 作文 11:15～12:05、面接 13:10～14:00

☆編入学生

高校を中途退学した方に、再就学の機会が与えられる制度です。就学していた高校での修得単位も認められ、卒業に必要な74単位を修得すれば3ヶ年でも卒業が可能です。

- (1) 出願資格：高等学校を退学し、10単位以上修得している者。
- (2) 出願手続：受付期間前にお問い合わせ下さい。
- (2) 受付期間：平成18年1月30日～2月 1日（予定）
- (3) 体験入学：平成18年2月 8日～2月21日（2週間）

※詳しくは、中部農林高校定時制 TEL973-3578（担当：山口、鈴木）までお問い合わせ下さい。

ごみを出されている方へ

最近、間違ったごみの出し方をしている方が増えています。次のことを守り正しくごみを出して下さい。

- ① ごみは、必ず、決められた収集日の朝、指定の場所に出して下さい。
- ② 燃えるごみは、必ず、町指定ごみ袋に入れて下さい。
- ③ 燃えないごみは、袋には入れないで必ず容器等に出して下さい。袋では収集しません。
- ④ ペットボトルは、キャップとラベルをはがしてから町指定ごみ袋に入れて下さい。
- ⑤ 粗大ごみは、予約制です。『かでな振興(株) TEL957-1414』へ電話予約し、収集依頼をして下さい。
- ⑥ ビン類は、資源ごみです。ビン・スプレー缶の収集日に必ず容器等に出して下さい。

※扇風機・ラジカセ・自転車・ジュタン・炊飯器等も粗大ごみです。詳しくは町役場まで確認して下さい。

廃棄物をみだりに投棄すると、法律により厳しく罰せられます。

以上のことを守り、みなさんと住みよいきれいな環境作りに努めましょう。

嘉手納町役場 いきいき健康課 ☎956-1111

製造事業所の皆様へ……………

統計調査に御協力ください

平成17年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

経 済 産 業 省
沖 縄 県
嘉 手 納 町

毎年1月10日は

「110番の日」

メイン標語

急ぐほど 正しく はっきり 110番

サブ標語

警察相談 かけて安心 #9110

2006年1月

町民力しんざー

ひと未来かがやく交流のまちかでな

(21)広報かでな

日曜日	行 事 名	開 催 時 間	開 催 場 所	日曜日	行 事 名	開 催 時 間	開 催 場 所
1 日				18 水	1歳6ヶ月健診 西区ゆんたの会	(受付) 午後 1:00～午後 2:00 午前 10:00～午後 1:00	総合福祉センター(3階) 西区コミュニティセンター
2 月							
3 火				19 木	総合健康相談 操体教室 リハビリ教室	午前 9:00～午前 11:30 午前 10:00～午前 11:30 午後 1:30～午後 3:30	町役場保健師室 総合福祉センター(4階) 総合福祉センター(4階)
4 水	総合健康相談 操体教室 リハビリ教室	午前 9:00～午前 11:30 午前 10:00～午前 11:30 午後 1:30～午後 3:30	町役場保健師室 総合福祉センター(4階) 総合福祉センター(4階)	20 金			
5 木				21 土			
6 金				22 日			
7 土					健康相談(出張相談) 中央区あしびなあ 聴覚・補聴無料相談会	午前 9:30～午前 11:00 午後 2:00～午後 4:00 午後 2:00～午後 4:00	総合福祉センター(4階) 中央区コミュニティセンター 総合福祉センター
8 日				23 月			
9 月				24 火			
10 火	中央区あしびなあ 南区かりゆし会	午前 10:00～午後 13:00 午前 10:00～午後 13:00	中央区コミュニティセンター 南区コミュニティセンター	25 水	西区ゆんたの会	午後 2:00～午後 4:00	西区コミュニティセンター
11 水	乳幼児フォロー健診 東区がらんじゅう会	(受付) 午後 1:00～午後 2:00 午後 2:00～午後 4:00	総合福祉センター(3階) 東区コミュニティセンター		総合健康相談 操体教室 リハビリ教室 ニコニコ歯科健診	午前 9:00～午前 11:30 午前 10:00～午前 11:30 午後 1:30～午後 3:30 (受付) 午後 1:00～午後 1:30	町役場保健師室 総合福祉センター(4階) 総合福祉センター(4階) 総合福祉センター(3階)
12 木	総合健康相談 操体教室 リハビリ教室 北区百の会	午前 9:30～午前 11:30 午前 10:00～午前 11:30 午後 1:30～午後 3:30 午前 10:00～午後 1:00	町役場保健師室 総合福祉センター(4階) 総合福祉センター(4階) 北区コミュニティセンター	26 木			
13 金				27 金	東区がらんじゅう会	午前 10:00～午後 1:00	東区コミュニティセンター
14 土				28 土			
15 日	もれ健診結果説明会 (北区・南区・西区・西浜区)	午前 8:30～午前 11:00	嘉手納町役場ロビー	29 日	肝炎フォロー検診	(受付) 午前 8:30～午前 11:30	嘉手納町役場ロビー
16 月				30 月			
17 火	西浜区ことぶきの会 各区ゲートボール交流会	午後 2:00～午後 4:00 午前 9:30～	西浜区コミュニティセンター 野国總管GB場	31 火	総合栄養相談 各区グラウンドゴルフ交流会	午前 9:00～午前 11:00 午前 9:30～	町役場保健師室 町陸上競技場

● 嘉手納町役場……☎956-1111 ● 社会福祉協議会……☎956-1177 ● 東 区……☎956-3179 ● 北 区……☎956-3928 ● 西 区……☎956-4544
● かでな振興(株)……☎957-1414 ● 防衛施設周辺整備協会……☎956-0750 ● 中央区……☎956-6223 ● 南 区……☎956-4688 ● 西浜区……☎956-4541

～あすなろ学童がスタート～

嘉手納町社会福祉協議会障害児学童クラブ事業
あすなろ学童開所式



去る十一月二日に、嘉手納町総合福祉センターにおいて、「嘉手納町社会福祉協議会障害児学童クラブあすなろ学童」の開所式が行われました。この事業は保護者が就業等により日中家庭にいない障害児の放課後の活動を支援することにより、児童の健全育成の向上を図るとともに、障害児のいる家庭の就労と子育ての支援を行うことを目的に実施するものです。開所式ではさっそく利用を開始する五人の子供たちが参加しました。五人を代表して島袋那緒君が「今後は待ちにまったあすなろ学童の開所式です。僕はこれから放課後の時間を先生や仲間達と楽しく過ごしたいと思います。先生や仲間達、福祉センターの皆さんよろしくお願いします。」と力強く抱負を述べ、参加者全員で入所を祝いました。



ブラジルってどんなところ?!

去る十一月二日、嘉手納町役場において海外移住者子弟研修生の安次嶺里夏さん（ブラジル出身）による講演会が行われました。この講演会は、南米から研修生として本町を訪れている安次嶺さんから居住国ブラジルのことについて話を聴き、理解を深めようといわれたものです。研修三ヶ月目を迎え磨きがかかった日本語での話は終始解かり易く、参加した町役場の職員は安次嶺さんの講演に聞き入り、最後には盛大な拍手が送られました。

終了後は、安次嶺さんとアルセンチンから受け入れを行っている研修生の奥間王二カ、セシリアさんを

囲んでの交流会が行われ参加者全員で楽しい時間を過ごしました。



ピヨピヨ写真館



お名前：小 禄 大 慎
生年月日：平成17年2月13日
(父)良孝 (母)美紀

お子様へ一言

我が家の三男坊!!
大きくたくましい子になあれ

お名前：町 田 奈乃花
生年月日：平成17年1月7日
(父)宗晴 (母)かおる

お子様へ一言

元気いっぱい!!
やさしい子になあれ!!

